

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	金融庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成30年度改正において、国税については、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できることとする調整措置が講じられたところ。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税についても、当該措置に対して必要な対応を検討すること。 また、国税については、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を要望しているところであり、あわせて検討すること。</p>		
関係条文	所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の15等		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 内外二重課税状態を排除し、市場の機能強化、インフラの整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成30年度改正において、国税については、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できることとする調整措置が講じられたところ。 平成32年1月からの施行が円滑に行われるためにも、地方税について、当該措置に対して必要な対応を検討することが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、内外二重課税の状態が排除されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内外二重課税の調整（外国税額控除）方法の見直しを行うものであり、租税特別措置によることが妥当である。
	ページ	16—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度要望 平成 29 年度要望 平成 30 年度要望